

**『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会
出された主な意見等 (第 11 回日新地区)**

□日 時：平成 27 年 8 月 27 日 (木) 18:30~20:30

□会 場：日新コミュニティセンター 2階講習室

□参加市民：3名

□市民会議側参加者 (事務局含む)：5名

□意見交換 (主な意見等/以下の⇒箇所：市民会議委員の回答)

- ・ 条例草案に書かれていることは理想であるが、何もないではだめで、やはりこういったものは必要。その理想をどこまで共鳴させられるかが肝。

- ・ 日新町の6割くらいがアパート暮らし。こういった方々にどう興味を持って理解してもらうか。若い人にいかに「責任」を持ってまちづくりに臨んでもらうようにするか。巻き込んでいくためには、例えば町内でのイベント等を媒介とした町民同志の接点を持てるような機会の創出が有効では。
⇒草案中にもあるが、「市民の責任」として規定していきたいと考えている。
また、草案中の「コミュニティ」の箇所に、例えば「町内毎に相互理解・交流の促進のための機会の創出等の取組に努める」といった内容で規定していくことで、意識付けにつながる側面もあるものとする。

- ・ 町内会が高齢化している。一方でやるが増えてきており、このままではもたない。

- ・ 条例制定後の検証組織を必ず作るべき。そうしないと神棚に供えて終わりといったことになってしまう。

- ・ 自身民生・児童委員であるが、子育て環境の充実が不可欠。
⇒草案でも「総合計画」について言及しており、総合計画の策定根拠を条例に置き、その総合計画に基づく事務事業の中で実現していける。

- ・ 湯川は幅が狭く深い。最近大人が流される事象が発生した。条例でどう対応できるのか？
⇒草案でも「危機管理」について言及している。即解決に結びつくといった性質のものではないが、危機管理対象事象への対処への考え方を示している。

- ・ 条例といった文章により机上のみでまちづくりを語ってはだめ。市民の実生活に結びつくものにするという視点が必要。

- ・ 民生・児童委員に若い人のなり手がいない。
⇒若い人の公共心を条例を通じていかに育てていくかが重要。長野県某市では地域活動への参画を条例で義務付けしている例もある (違憲の疑いがある)。

- ・議会による市民との意見交換会で要望しても、何の対応もないし説明もない。
⇒草案では「議会・議員の役割等」のところで、対応や説明責任について言及している。他に、議会のやったこと・やることについて、行政評価のようにチェックする仕組みの規定を検討か。
- ・条例により今後厳しさを増す財政運営が少しでも楽になればと思うが、協働の名のもとに本来行政すべきことを市民に押し付けるようなことになってはいけない。
⇒決して市民に押し付けるといったものではなく、議論を経て相互に納得した上で役割分担を明確にすべきと考える。
- ・地区に財源と地区館職員のサポートがあれば地域課題の解決は前進すると考える。
地区再編も時間がかかると思うが、将来的に向け考えていく必要。地区再編により範囲が広がり、人口減少にあっても若い人を含めそれなりに構成員を確保でき、人材育成にもつながっていくものと考え。

以上